

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月15日提出
【ファンド名】	アジアの財産3分法ファンド
【発行者名】	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	050-5785-6187
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「アジアの財産3分法ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

- イ 繰上償還の年月日
2026年1月27日（予定）
当ファンドについて、繰上償還に対し異議申立をされた受益者の受益権口数の合計が、2025年10月16日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、繰上償還します。
- ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由
当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の1つである「アジア・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド クラスA」は、純資産の減少とコスト率の上昇により運用困難な状況であるため、今後、償還される可能性が高まっております。
これを受けて、弊社では、株式運用部分に関し他の投資対象ファンドに入れ替えることも含めて、今後の対応を検討いたしました。当ファンドにおける昨今の純資産総額の低迷等を勘案すると、適切な投資対象ファンドを選定することが難しい状況となっております。
こうした状況を勘案して、弊社では、当ファンドの信託約款に定める「運用の基本方針」に則った運用の継続が困難な状況であると考え、当ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利であると判断いたしました。
このため、当ファンドは、信託約款第40条の規定に基づき、2026年1月27日をもって信託契約の全部解約を行なうものであります。
- ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧
異議申立手続きを行なうため、2025年10月15日に日本経済新聞に公告を掲載するとともに、2025年10月16日現在の当ファンドの知られたる受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。
また、2025年10月15日にアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社のホームページ（www.amova-am.com）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。